

高知港三里地区防波堤越波影響検討業務に係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成28年5月2日

四国地方整備局

高松港湾空港技術調査事務所長

松尾 義文

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、高知港三里地区防波堤（東第一）の付加的な対策を施工した状態において、越波水塊が防波堤港内側の腹付工等に与える影響を把握するための水理模型実験を行い、数値モデル水槽により実験条件を再現し、防波堤の安定性について検証を行うものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

高知港三里地区防波堤越波影響検討業務

(2) 業務目的

本業務は、高知港三里地区防波堤（東第一）の付加的な対策を施工した状態において、越波水塊が防波堤港内側の腹付工等に与える影響を把握するための水理模型実験を行い、数値モデル水槽により実験条件を再現し、防波堤の安定性について検証を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

本業務は、高知港三里地区防波堤（東第一）の施工時の台風期における高波浪を想定し、越波及び越流による腹付工・被覆工の洗掘や飛散の状況を定量的に評価するための実験を行う。また、数値モデル水槽により実験条件を再現し、防波堤の安定性について検証を行うものである。

(4) 履行期限

平成29年3月15日

3. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規程に該当しない者であること。
- ② 四国地方整備局から「地方整備局(港湾空港関係) 所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に

基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、四国地方整備局次長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

- ④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

- ①越波及び越流による防波堤腹付工・被覆工の被災メカニズムに関して十分な知見を有すること。
- ②防波堤断面を1/15～1/25程度の縮尺で再現できる水理模型実験が可能な水槽設備を自在に使いこなす能力を有すること。
- ③越波及び越流、砕波等の複雑流や、腹付工の洗掘等の移動境界条件を含む複合現象を一度に解析することが可能な数値シミュレーターを自在に駆使して、精度の高い分析を行う能力を有すること。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒760-0017 高松市番町1丁目6番1号（住友生命高松ビル2階）
四国地方整備局 高松港湾空港技術調査事務所 総務課 総務係
電話 087-811-5660 F A X 087-811-5670

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成28年5月2日から平成28年5月26日まで (1) に同じ場所で配布。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成28年5月26日 16時00分 (1) に同じ。

持参、郵送（書留郵便に限る。）または電送（事前に担当部局へ連絡を入れること）すること。

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4.(1) に同じ。

- (3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：平成28年6月13日 16時00分

- (4) 四国地方整備局（港湾空港関係）における平成27・28年度「建設コンサルタント等」業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない場合も4.(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

- (5) 詳細は説明書による。